

【由史料】

【1】(伊勢新聞・明治二六年七月七日)

○志摩便り(中略) △昨年来世人に卒先し北海道にて採藻に従事せし御座村の海士は、十分の見込あるに依り本年も六十余名同盟して去る一日北海道利尻島へ向け出発したるが、其他二三の有志も此の挙を賛成し、近日同地へ渡航すと、因みに記す、北見国利尻島の如きは石花菜昆布等の多きは言ふまでもなく、海鼠の夥しき海士一人凡そ二十分位にして三百余の獲物ある程なりとそ

【2】『三重県漁村調査報告 明治四十二年現在 第貳冊 南牟婁郡之部』

磯壳 本郡沿岸ニ蕃殖スル海草類中石花菜、海羅、海苔若クハ鮑等ハ各浦ニ於テ其種類ヲ 定メ一定ノ期間入札法ヲ以テ売却シ落札者ヲシテ随意採取セシムルモノニシテ之レヲ磯 売ト称ス今各浦ニ於ケル其入札ノ状況ヲ列挙スレハ次ノ如シ

盛松浦 本浦ニ於テ磯売リニ附スルニ種類ハ石花菜、海羅及ビ鮑等ニシテ石花菜及鮑ハ其期間ヲ二ヶ年毎トシ六月頃入札ヲ行海羅ハ其期間ヲ一ヶ年トシ毎年二月頃入札ヲナスモノトス而シテ四十一年ニ於ケル石花菜及鮑ノ入札金額ハ八百九十円(二ヶ年分ニシテ内鮑ノ入札金額ハ貳拾円位ナリ)ニシテ海羅ハ四十四円八十銭(一ヶ年分)ナリト云フ

其他海苔ハ入札スルコトナク毎年二月ヨリ六月頃迄ヲ採取期間ト定メ各戸ヨリ女子一名ヲシテ各自随意ニ之レヲ採取セシムルモノトス

(三木浦、梶賀浦略)

浦母浦

二木島里浦及二木島浦三ヶ浦共同ニテ入札ニ附スルモノニシテ其種類ハ石花菜及鮑トス磯売期間ハ共ニ二ヶ年トシテ十一月頃入札ニ附ス落札者ハ問屋ヲ経テ他村ノモノニ譲リ渡スコトヲ得鮑ハ両三採捕セラルニヨリ不明ナレトモ其以前ハ相当ノ産額アリタルモ石花菜中きぬ草ハ収穫ナク鬼草四十一年多量ノ採取アリ而シテ一ヶ年ノ入札金額ハ全部ニテ約六百四十円位ニシテ之レヲ次ノ割合ヲ以テ各浦ニ分配ス

其百分ノ二十五 浦母浦 其百分ノ二十五 二木島里浦 其百分ノ五十二 木島

浦

但シ之レガ採取ハ落札者ニ於テ志摩郡地方ヨリ蟹婦ヲ雇入ルモノニシテ其採取賃金ハ生草一貫目ニ付最初ハ七銭位ナリリシガ今日ニテハ十四銭位ニ至レリ之レ需用地ニ於ケル価格ノ漸次騰貴セルニ因ルモノニシテ現今当地売乾上(乾上ハ生草ニ対シ大抵二割半止)鬼草一貫目九十二三銭(大坂市場ニテハ一円以上ノ価格ヲ示セリ)渡シニテ大坂信州地方ニ輸出ス

(木本以北の南牟婁郡の石花菜算出額)

明治四一年四八四八円、四二年六五五四、五円、四三年八三〇九円、平均六五七〇、六円。

【3】「尾鷲組大庄屋文書」(一紙No.12124813)(幕末頃?)  
下里村多左衛門出

一、心太草拾九俵 此目方百廿五貫四百目  
右口役所改候也

子十二月廿二日  
表書之通り先達而揚置有之候筋今日積入相改者也  
丑三月朔日

外二三拾俵 善助買之預ケ 此目方百八拾貫目

【4】「神島漁協文書」

潜水器ヲ以捕鮑營業願

答志郡神島村

一、字高山出シ 同二ノ嶽 同瀬木寄

同松山出シ 同三十附 同二本松／同三ツコブ

右当村ノ義ハ一ノ離島ニシテ、西ハ同郡答志村エ海上式里ヲ隔チ西ヨリ少シ南ニ当リ、  
菅島村へ海上参里ヲ隔テ西南ノ間ニ当リ石鏡村エ海上四里余ヲ隔テ、南ハ大洋東ハ三遠  
両国遠江洋、北ハ愛知県知多郡ニ当ル、依テ暗礁ノ義ハ一村専用ノ漁場ニシテ決シテ他  
村ニ關係無之候ニ付、他村人民ハ勿論当村人民ニ於テモ一切苦情無之候ニ付、尤モ蟹婦  
ノ漁場外ニテ捕鮑漁為相當度、客年用第六十七号御布達ニ基キ今般村民一同熟議ノ上当  
県下度会郡山田岩淵町五十二番屋鋪箕曲龜哉ヲ以テ別紙約定書之通り当四月ヨリ明治十  
七年三月迄満老ケ年間ノ内分種ノ季節則九月ヲ除クノ外潜水器一台ヲ以テ右漁業為相當  
度、一同協議濟ニ御座候条、何卒御許可被成度、依テ別紙絵図面及約定書写相添村民惣  
代并ニ營業者連署ヲ以テ此段奉願候、以上

明治十六年四月廿一日

答志郡神島村人民惣代 小久保吉太郎印／小久保善之助印／池田半十郎印

当県下山田岩淵町五十二番屋鋪 營業人 箕曲龜哉印

三重県令宛

前書之通相違無御座、依テ奥印進達候也 答志郡神島村戸長 小久保又左衛門印

(＊他に明治二六年船越村喜田喜太夫、同二七年・同三二年桃取村浜口善助の願書あり。

また和具村漁場を片田村浜口清兵衛が借用潜水器漁業願もあり)

潜水器械使用鮑捕營業取為換規約書

第壹条 本村字 (空白) ノ暗礁ニ於テ本年六月十日ヨリ来ル二十七年六月九日迄

満老ケ年間(但シ分種季節十月十一月十二月三ヶ月ヲ除ク)潜水器使用鮑捕營業ヲナス  
コト

第貳条 収利ノ割合ハ鮑捕獲十分ノ四ヲ本村へ、十分六ヲ營業者へ配当スルコト

第参条 船夫給料生網引船夫等ノ日給其他營業上ノ諸費ハ悉皆營業者ノ負担タルベキコ  
ト

第四条 漁場ノ区画ノ誤ラザル為メ本村ヨリ暗礁熟知ノ者ヲ撰ビ実地ニ立合シムルコ  
ト

ト 但シ同人日給ハ村方ヨリ支払フコト

第五条 蟹婦ノ營業区画へハ決シテ妨害セザルコト

第六条 双方共不得止事故出来ノ節ハ懇篤協議ノ上解約スルコトモアルベシ

第七条 捕獲ノ鮑入札払等ノ節ハ願書ニ捺印セシ村惣代立合可致事

第八条 捕獲ノ鮑ハ双方共決シテ自儘ニ使用セザルコト

第九条 入札払ヲナシタル金員ハ村惣代ニ於テ保管シ、月末ニ至リ第貳条ノ如ク配当ス

右之通り規約スル以上ハ双方ニ於テ条々ヲ堅ク相守リ、決シテ違背致間敷候、依テ為后日双方連署シ取換ス所ノ規約如件

明治廿六年六月五日 英虞郡船越村三百廿六番地 営業人 喜田喜太夫

神島村人民惣代 小久保彦六／小久保三郎治

【5】「答志村文書・理事会議事録綴 大正式年 答志漁業組合」

志摩郡漁業組合連合会規約（大正六「一九一七」年）

事業報告（二か条略）

一、漁業視察、愛知県下ニ於ケル海鼠養殖同製造状況並ニ静岡県下ニ於ケル鯉漁業及鯉節製造並ニ餌鯉蕃養状況等ノ視察ヲ、本会監事中村嘉助、浜島漁業組合松尾平兵衛両氏ニ囑托シ調査セシメ、又伊豆地方ニ於ケル本郡出稼蟹女ノ状況視察ヲ布施田村漁業組合理事中森佐太郎、国崎漁業組合理事世古一朗ノ両氏ニ囑托シ調査セシメタリ（四か条略）

一、本郡出稼蟹女等ノ賃金ニ関シ雇傭主等ト打合ノ為メ伊豆及熊野地方へ出張シタル答志、国崎、御座各漁業組合ノ旅費ニ対シ補助ヲ為シタリ

【6】「北海道水産予察調査報告」（明治二五「一八九二」年四月、国会図書館）

（前略）石花菜ハ南海岸及ビ西海岸各地到ル処ニ茂生スト雖トモ、就中渡島国松前郡後志国高島郡及ビ離島ナル奥尻、天売、焼尻、利尻、礼文等ヲ其最トス、然レトモ各地猶ホ之ヲ採取スルモノ稀ニシテ、唯松前郡ニ於テ一二年來小漁民等ガ他業ノ余暇ヲ以テ僅カニ之ヲ採取スルノミ（後略）

【7】「利尻島テングサ紛擾善後策」（『北海道水産雑誌』四号、明治二六「一八九三」年九月、北水協会事務所）

・「昨年来利尻島に於ては天草採取に就ての紛擾絶ゆることなく：一方は同島の在住者にして他方は是れ入稼者なり：入稼者は受動者にして婦女的あり、世之を海女と称す」  
「天草は彼等（海女―引用者注）の採る俣に任せ笑顔以て迎え：夫では外来の海女のみ利して肝腎の土着者の不為なり、土着者の不為なるものを焉ぞ善後策と謂ふべけんやと、是れ実に慈愛は人の為めならずてふ金言の意味を解し能はざる者の言なり：」

【8】「自明治二十三年至同二十五年 利尻水産物産出高及価額表 利尻水産物営業人組合納税事務所調」（『北海道水産雑誌』四号、明治二六「一八九三」年、北水協会事務所）

\*石花菜：二三年と二四年は○。二五年は一七一六石余、一九、五九八円余

【9】「小樽新聞」（明治三九「一九〇六」年八月三日）

◎石花菜に於ける海士

「石花菜の採取に二様あり、之を報道するは頗る興味ある事に属す、即ち男子は熊手取りと称して海深約七尋の箇所にて於てし、其十尋以上に及べば茲に蟹婦の領分となり：」  
「毎年八月より十二月まで凡そ五ヶ月間着業し約二万円の收穫あり」「重に大坂神戸に向け更に同地より清国向細寒天用として輸送せらるゝ由なり、是等の営業者は重に越前・志摩・因幡等より移住せるものにて、蟹婦にても一人七八十円より百円までの収入あ

【10】「小樽新聞」（明治三二「一八九九」年十月九日）

▲漁況一斑（中略）石花菜は到底尻郡仙法寺杵形両村の比にあらざるも尺忍村神崎村は相応の採取あり、直段又た高価なるを以て就業者の収益多し、而して尺忍村に数名の海女入稼人在住し、猶ほ追々増加の傾きあるを見て、一派の村民は大に之を厭ひ海女排斥説を為すものあり、若し続々来住したらんには果して排斥問題起るに至るべし

【11】『輸出重要品要覧 水産之部 寒天』（明治二八「一八九五」年）、農商務省農務局）

原草産地ノ状況

寒天原草ノ産地ハ全国殆ント産セサルノ地ナシト雖、採収シテ販売スルノ地方ハ伊豆、相模、安房、志摩、紀伊、豊後、伊予、土佐、肥前、日向、対馬、大隅、薩摩、豊前、肥後、伊勢、三河、遠江、上総、下総、常陸、陸前、羽後、若狭、越前、能登、越後、佐渡、但馬、伯耆、出雲、石見、隠岐、備前、周防、長門、阿波、老岐其他北海道伊豆七島トス、而シテ従来著名ノ産地ハ伊勢、志摩、紀伊、伊豆、安房及伊豆七島、日向等ニシテ、就中志摩ヲ第一トシ伊豆之ニ亜キ、紀伊亦之ニ亜ケリ、此等ノ地方ハ天然ノ原資曲メテ良好ナリ（中略）志摩国石花菜ノ世ニ名声ヲ博シタルハ、独り産額ノ多キノミナラス、他物ヲ混セス採収季節ノ度ヲ保チ乾燥充分ニシテ極テ精撰スルヲ以テ随テ品質良好トナリ大阪市価ノ基本トモナレリ、然ルニ近時甚シク減少セリ、伊豆産ノ如キハ品質志摩産ニ劣ラサルモ、探撰ノ粗ナルノミナラス乾燥間然スル所アリ、加フルニ雑物ヲ交ユル等ノ弊習アリ、為メニ従来次等ニ位セリ、近来改良シテ地上ニ干シ、泥土混入風土ノ為メ腐敗スルアルヲ以テ竹簀乾ニ改メシカ、其価値一割五分以上ノ高価ヲ占メ其純益改良以前ニ比シニ倍セリト云フ（中略）

品質ハ採取方法ト採取季節トニヨリ上下アリ、盛夏土用前ニ採取スルヲ上等トシ、土用後ニ採取スルモノハ秋草ト称シテ次等トス、又海中ニ入りテ採ルヲ上等トシ、器具ヲ以テ搔取ルヲ中等トス、海岸ニ漂着スルモノヲ拾集スルハ最下等トス

販路仕向地ハ伊豆、安房等ハ信州ニ輸入シ、志摩、紀伊、豊後、日向等ハ大阪ニ送ルヲ常トス

北海道後志、礼文等ノ地方ハ昆布採取ノ間隙ヲ得テ採取スルコトヲ創メ、明治廿五年初メテ大阪ニ原草ノ輸入ヲナセリ

産額ノ豊凶ハ明治廿四年ハ伊勢、志摩ノ産地ニ於テハ皆無ニシテ、駿河、遠江、紀伊等ノ三地方モ亦少ナカリシ、同廿五年ニ至テハ伊予、豊後、佐賀、紀伊、伊豆、志摩等ノ優等ノ産地相当ノ産出アリ、又北海道後志礼文ノ如キハ昆布採取ノ減少ノ為メ転シテ寒天草ノ採取者トナリ、為メニ二十萬斤余ノ多額ヲ大阪ニ輸入セリ、同廿六年ハ前年ト大差ナシ（後略）

（十四 外国産地ノ状況）

朝鮮国ニ於テ朝鮮人ノ手ニ成レル水産物中重要ナルハ石花菜海羅等ニシテ、石花菜ハ慶尚道ノ西南部及全羅道ニシテ、尽ク釜山ニ出シ本邦居留商人ノ手ヲ経テ大阪ニ輸入セリ、明治廿一年ヨリ同廿四年ニ至ル釜山港四ヶ年間ノ石花菜輸出高ヲ挙ケレハ左ノ如シ（二一年）連年で三二二、六三二斤 四、八七八円／三六〇、四七二斤 七、一三六円、

四一一、四〇〇斤 一一、七六二円／五九八、一五九斤 二〇、〇〇〇円。)

【12】『水産調査予察報告 第参卷第一冊』（農商務省農務局、明治二五「一八九二」年）

(※三重県下には明治24年頃に調査実施)

(第三区志摩海)

○海藻類

てんぐさハ本区有名ノ産ナリ、特ニ多キハ英虞郡外海近傍ノ暗礁トス(中略)

本区ハ已ニ前ニ記スルガ如クてんぐさノ名産地タルモ、曾テ縷々其蕃殖ヲ絶チタルコトアリ、最近ノ凶歉ハ即チ明治十三年頃ヨリ漸次減少シ、二十一年ニハ絶無トナリ、遂ニ今日ニ至リ從來採藻ヲ業トセシ者ハ実ニ困難ヲ極ムルニ至レリ、其原因ヲ論スル種々アリテ、或ハ黒潮ノ甚シク近接セルニ由ルト云ヒ、或ハさびいノ多ク蕃殖シテ之レガ為メニ饑害セラレ、現ニさびいハ明治八九年マデハ甚タ稀レナリシモ其後非常ニ多ク蕃殖シタリト云ヒ、或ハかぶノ多ク着キテてんぐさノ生スヘキ暗礁ヲ掩フニ至リシヲ以テ之カ為メ其蕃殖ヲ絶テリト云ヒ：(中略)

【13】『三重県水産試験場事業報告 大正元年度』

八、各種養殖事業指導

一、石花菜及海羅磯掃除指導

本県外海部志摩度会北牟婁南牟婁各郡沿岸ニ於テハ從來石花菜及海羅等有海藻類ノ饒産地タリシモ近来頓ニ其ノ産額減少スルニ至レリ依テ之レガ蕃殖ヲ図ル目的ヲ以テ当業者経営ノ磯掃除事業ニ対シ実地指導ヲ行ヒタルモノ六ヶ所ニ及ベリ

石花菜磯掃除地 海羅磯掃除地

南牟婁郡新鹿村 度会郡鵜倉村

北牟婁郡桂城村 北牟婁郡錦村

同郡 錦村 同郡 桂城村

【14】(伊勢新聞・明治二四年七月二三日)

○答志英虞通信 当地は本年至極の不漁にて(中略) 海藻類も昨年来打ち続き磯荒れの為め皆無採取なかりしが、本年は漸く磯荒れも旧に復し瀬草鬼草(寒製造に必要な品)等の採取は非常に多しと○両三年来天草は水産学上の一問題となりて、悪水潮流の為めなりといひ或は十七八年若くは二十二年目には必ず二三年の間歳ありといひ、或は天草発生の磯辺に幾多の小虫を生じ該草類の発生に際し其萌芽を喰ひ絶すものなりといひ、諸説区々なりしが、幸ひに本年は南英虞郡の海岸には該草発生の徴証ありとて同地方人民は非常に喜び居れりとぞ

【15】『第二次輸出重要品要覧 水産之部 寒天』(明治二九「一八九六」年)、農商務省農務局)

(前略)

抑々清国ニ於テ寒天ヲ需用スルヤ既ニ二百十有余年前ニ在リ、今ヤ販路ハ北ハ盛京省ヲ始メ南方揚子江沿岸ノ地方ヨリ四川ノ境極ニ達シ、南海ノ一帶殆ント普及シ、引テ新嘉坡植民地ニ達セリ、将来益之カ需要ノ増加ヲ見ルハ期スヘキ所ナリ、左ニ在外帝国領事ノ報告ヲ抜録シテ参考ニ供ス

芝罘（チーフー；引用者注） 帝国領事報告（二十九年六月）

都鄙共ニ用イ、上流社会ニハ家常菜トシテ用フルモノ多シ、田舎ニ至リテハ慶弔其他賓客アルニ際シ之ヲ用フ、蓋シ価格ノ点ニ至リテハ海參ト大差ナキモ、其量頗ル多ク且ツ其用法甚タ簡便ナルヲ以テ家計上最モ便利トス、上等品下等品共ニ相応ニ売行キアリテ、日本産食品中ニハ最上位ヲ占ム、本品ハ都鄙ノ別ナク用フレトモ、其価格余リ低廉ナラサル為メ昆布ノ如ク上下挙ツテ用フト云フニ至ラス、且二十七八年間日清交戦ノ為メ本品大ニ払底ヲ来シ、価格騰貴シテ僅カニ中等以上ノ社会ニノミ用ヒラレタル姿ナリ、然レトモ元来本品ハ中等以上ノ社会ニ最モ好評アルモノニテ、都会ヨリハ寧ロ田舎ニ需用者多シ、故ニ若シ当業者ニシテ一層廉価ニ製出シ、製造者自ラ輸入販売ニ従事シタラシニハ、今後ノ増加決シテ疑ヒナシ

（中略）

十二 外国産地ノ状況（原藻）

朝鮮

石花菜ノ朝鮮ニ於ケル産地ハ全羅道ノ濟州島所安島慶尚道ノ加徳島巨濟島ヲ以テ主産地トシ、就中濟州島ヲ以テ最トス、之ヲ採取スルハ韓人ノミニシテ婦女ノ業トセリ、何レモ乾燥シテ釜山港ニ出シ、日本商人ニ売却ス

【16】 「答志村文書・諸書証類綴 明治參拾六年三月 答志漁業組合」

三重県志摩郡答志村百人拾貳番屋敷 中村六藏

右之者今般潜水事業本年度事業準備及視察ノ為メ渡韓致候間、出頭ノ上ハ万事御指示相仰度御依頼申上候也

明治四十一年貳月貳拾壹日 三重県志摩郡答志村 答志漁業組合理事 組長 中村与

助

朝鮮海水産組合御中

（中略）

事業報告

一、明治四拾壹年四月十日、本組合員奨励ノ結果トシテ韓国釜山ヨリ元山地方ヘ向ケ出稼漁業トシテ中六組男女七拾六人、伊勢丸組男女六十七人、個人約ニテ男女合三十三人、合計百七拾六人出漁セシカ、物価下落、ホーコット件ノ為不結果ニ了レリ

【17】 「答志村文書・諸書証類綴 明治四拾參年三月 答志漁業組合」

答志漁業組合事業報告

一、明治四拾貳年四月十五日始メ、本組合員奨励ノ結果トシテ韓国元山及牧ノ島大辺浦地方向出稼漁業ニ出發ス、其人員貳百三人、内男五十八人、女百四拾五人ニシテ収入好結果ナリ

【18】『朝鮮海運漁組合聯合会報 第四号』（明治三六「一九〇三」年一月）

（釜山朝鮮海運通漁組合聯合会本部）

〔巡邏（第五回巡邏報告）〕

#### 六 天草採取

天草も其の生産区域甚た広く、慶尚道迎日湾内より釜山迄の沿海大抵之を産し、釜山以西西南に於ても沖合の島々に豊産す、就中著名なるは加徳島、巨濟島、南海志摩、安島、金鰲島、突山島、巨文島、濟州島、□（獸偏に秋）子島等なりとす、本邦人の之を採取するは三重県、大分県等の裸潜業者にして多く婦人を使役す、創始の当初は常の利益を得たる事業なりしも追年同業者の増加甚だしく、為めに往々失敗に陥るものあり、本年の漁況は釜山近海は概して生育宜しく普通一日一人に付五六貫目を獲、最も巧妙の潜手は拾二三貫目以上を採取するものありしも、安島附近にありては普通四五貫目最上の潜手にて一日七八貫目を獲るものは甚だ少しと云ふ故に、本年は巨濟島以北に出漁せしもの却て好結果を得たるものゝ如し、此業も潜水器漁業と同しく出漁者現時より増加することなくんは相当の利益を収むるを得へし、天草は韓人に於ても盛に之を採取するを以て時々漁場の紛争を醸すこと尠からず、殊に稍進歩したる地にありては通漁章程中魚介類を捕獲する者は云々と証明しありて藻の一字を缺けり、之れ確に海藻の採捕を禁したるものなるを以て日本人は天草・和布羅布等を採取するの權なしと主張し、我か通漁者を拒絶する事少からず、故に此業は各種の紛争事件中最も面倒の事件多きも、今日迄本会は何処迄も前説を打破して仲裁し居るを以て甚だしき故障なく營業し居れり

（中略）

韓人妨害 六月一日巨濟郡峯巖島出漁の大分県裸潜業者田中甚太郎の蟹婦か同郡栗浦より塔浦湾内に於て天草採取するを、村民等拒絶し且つ暴行を加へんとする模様あるより、無止其の場を引揚げたる旨訴出に依り、栗浦、塔浦両洞首を訪ひ事實を取調たる処、例に依て海草採取は日韓兩國通漁協約に規定なきを以て、村費を補ふ為め濟州島蟹婦へ同浦内を一貫五百文に売渡したると云ふ、依て懇々其誤解を説諭し爾後彼我の別なく採取せしむる事に取計ひたり

（中略）

#### 三 裸潜業

例年本邦裸潜者と同期間同方面に於て天草採取に従事する濟州島産の裸潜婦百余名あり、本年は稍や減少し総数五六十名出漁せり、従来彼等は素眼の俣なりしも、狡猾なる本邦商人等奇利を得んか為め潜水眼鏡の古物を彼等に売却したるものあり、本年は尽く之を使用し、就業上非常の便宜を得居れり、故に本邦裸潜者に対し影響少なからすと云ふ、尤も彼等は漁船の設備少なきを以て遠距離の漁場へ出稼する能はず、狹隘なる一小部に就業するにより、其の收穫の如き一日一人平均天草五六貫目に過ぎず、加ふるに彼等の多くは沿岸村浦の生命たる和布を盗採するにより、一般沿岸村民に嫌忌せられ、本邦裸潜者の入漁に苦情を唱へさる村浦も彼等の入漁は峻拒するの風ありと云ふ

【19】「越賀村文書・郡庁課往信書編 明治二十八年一月ヨリ同年十二月ニ至ル」

二往第一五二一号

朝鮮海出漁組合創立会ヲ来ル二月二十日ヨリ山口県下馬関ニ於テ開会ニ付、当業者出席ノ義山口県知事及村田水産会幹事長等ヨリ本県へ照会有之候ニ付、漁業組合へ通知相成

候得共、右ハ将来本県漁業ノ發達ヲ促スニ必要ノ事柄トモ被認候ニ付、此際可成多数出席為致度旨本県内務部ヨリ郡長へ通知ノ次第も有之候処、当郡内ニ者朝鮮江出漁企望ノ者往々有之ニ付、該会江臨席スルハ誠ニ好機會ニ可有之候条、水産業有志ノ輩へハ夫々御奨励相成候様致度、命ニ依リ此段申進候也

明治廿八年二月六日 第二課長新井雄馬（印）

越賀村長松本松之助殿

（追伸略、「朝鮮海漁業協議会決議ノ要領」略）

近來寒天製造ノ原料タル石花菜濫獲ノ□各地ニ起リ、地方ニ依リ逐年産額減少致候傾向有之候処、大阪府本会々員松下彦兵衛ヨリ該□濫獲ニ関シ別紙之通申出候、寒天ハ向來欧米へ輸出品トシテ有望ノ水産製品ニ有之候処、右ノ如ク候テハ自然製産減額致候義モ難計候旨、此段及上申候也

明治廿七年五月二十二日 大日本水産会幹事長 村田保

農務局長 藤田四郎 殿

（「寒天原料品天草濫獲ニ関スル上申書」略）

【20】（伊勢新聞・明治三四年四月一四日）

○韓国渡航 志摩郡和具村山本喜平氏は多年朝鮮国海産事業に注目し、同志者数名と三重県朝鮮海通漁組合を組織し、大阪海産商と契約を遂げ過日來答志村及菅島村等にて海婦雇入中なりしが、已に三十名ばかり契約調ひしを以て右の海婦を引連れ不日渡航の地に就く筈なりと

【21】（伊勢新聞・明治三五年三月六日）

○志摩海産同盟会 志摩郡漁村の内、鮑、淡菜、石花菜等の蟹婦を出す村方にては、自村の漁期前後又は漁況により若干期間韓国、伊豆、奥羽、肥前、日向等の海業者と契約を結び、月給若くは捕獲物の価格の歩合を給料と為し、該地へ出稼を為すもの年々数百名に下らざることなるが、事業家中には契約前甘言を以て他郷に誘出し、着後契約を履行せざるものあり、又蟹婦中には格外低廉の給料にて雇入に応ずるものあり、此等は何れも蟹婦の不幸のみならず延て地方の不利益なればとて、御座村にては此程事業家の為め不測の害を被らざる事並に地方の利益を保持するの目的にて規約を設け、之を志摩同盟会と名け実行に着手せしが、他村に於ても此風を望み同会に加盟を申込むもの多き趣きなれば、志摩郡の出稼人は向後凡て同会に加盟し態度の軌一を図るに至るべしと

【22】「越賀村文書・郡庁下往信書編 自明治三十七年一月起 庶務 越賀村役場」

一往第一六七〇号

朝鮮海水産組合ハ多年調査ノ結果今回外務農商務両大臣ノ認可ヲ得テ本年度ヨリ引続キ韓国沿岸枢要ノ地ニ漁村ヲ建設シ漁民ヲ移住セシメ、以テ韓国漁業経営ノ実ヲ拳ケント欲シ、本年度ニ於テ同組合ハ不取敢巨済島ノ東岸ナル長承浦へ一戸間口二間半奥行二間ノ家屋ヲ建築シ、漸次各戸ニ付菜園トシテ畑約一反歩ヲ給シ家族ヲシテ耕作セシムルノ方針ニ有之、且通信事務ハ郵便受取所設置ノ事ニ運ヒ居リ、別紙移住規則ニ依リ可成善良ナル漁民ヲ移住セシメ度冀望ニテ、炊事ニ要スル器具ノミ携帯セバ直ニ居住シ得ラ

ル々迄ニ設備候趣ニ候条、移住□望ノ方ハ同組合長入佐清静宛ノ申込書ヲ来ル七月五日迄ニ本郡役所へ到達候様承知サシメラレ度、若志望者無之トキモ亦同日迄ニ其旨御回報有之度候、尚又漁業根拠地経営出資ニ関シ別紙規定有之候ニ付、便宜資本家へ御示シ相成度候

右及照牒候也

明治三十七年十月二十日

第一課長 赤坂治郎吉（印）

越賀村長殿

（追伸、「漁業根拠地移住規則」略）

【23】「越賀村文書・筆記達編 明治二十一年一月 越賀村戸長役場」（読み再確認の要）

一勸往第二四九号

乾鰯乾鮑ノ二品ハ海外輸出ノ一ニヲ占タル重要ノ物産タル事ハ普ク当業者ノ熟知スル所ニシテ、従ヲ製造ノ義モ改良ヲ加ヘ粗品ヲ製造セザル様ノ勢ヒニ立至リ候処、先年中北海産之乾鰯ニシテ香港ヘ輸出ノモノ過半腐敗之為メニ彼ノ我商人ニ於テハ意外ノ損失ヲ来シ候趣ニテ、在横浜御商ヨリ同港海産組合ヲ経テ不良品矯正方ニ付水産会ヘ意見書差出候趣キ、水産会ニ於テモ粗品輸出之事ニ付テハ疾ニ同業者ニ向テ注意ヲ求メタルモ未タ以テ其真意ヲ貫徹セザルハ同会ニ於テ甚遺憾トスル所ニシテ、本県下ハ右二品之産出地モ有之、依テ普ク同業者ヘ注意候様同会幹事ヨリ本県ヘ照会相成候□□記之事情照□同業者へ御示諭相成候、□□此段申進候也

二十一年五月廿八日 第一課（印）

越賀村外一ヶ村 戸長役場御中

（中略）

乾鮑製法

明鮑灰鮑黒乾等其製法ノ異ナルモノハ各別ニ記載ス可シ

塩漬法 着手ヨリ煮釜ニ移スマテノ手続ヲ記ス（後略）